

京都大学再生医科学研究所規程の全部を改正する規程

(平成十六年達示第三十四号)

京都大学再生医科学研究所規程(平成十年達示第二十号)の全部を次のように改正する。

京都大学再生医科学研究所規程

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学再生医科学研究所(以下「再生医科学研究所」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 再生医科学研究所は、生体組織及び臓器の再生に関する学理及びその応用の研究を行うことを目的とする。

(所長)

第三条 再生医科学研究所に、所長を置く。

2 所長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 所長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 所長は、再生医科学研究所の所務を掌理する。

(協議員会)

第四条 再生医科学研究所に、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(研究部門)

第五条 再生医科学研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。

生体機能学研究部門

生体組織工学研究部門

再生統御学研究部門

再生医学応用研究部門

(附属研究施設)

第六条 再生医科学研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。

再生実験動物施設

幹細胞医学研究センター

ナノ再生医工学研究センター

2 附属の研究施設に長を置き、再生医科学研究所の専任の教授又は助教授をもって充てる。

3 附属の研究施設の長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 附属の研究施設の長は、当該研究施設の業務をつかさどる。

(研究科の教育への協力)

第七条 再生医科学研究所は、次に掲げる研究科の教育に協力するものとする。

医学研究科

工学研究科

(事務組織)

第八条 再生医科学研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成十六年達示第六十号)の定めるところによる。

(内部組織)

第九条 この規程に定めるもののほか、再生医科学研究所の内部組織については、所長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命する所長の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。

3 この規程の施行後最初に任命する再生実験動物施設長の任期は、第六条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。

4 この規程の施行後最初に任命する幹細胞医学研究センター長の任期は、第六条第三項の規定にかかわらず、平成十六年四月三十日までとする。

5 次に掲げる規程は、廃止する。

一 京都大学再生医科学研究所協議員会規程(平成十年達示第二十一号)

二 京都大学再生医科学研究所長候補者選考規程(平成十年達示第二十二号)